おいでよ！特認校へ

令和６年度　特認校生募集

制度の趣旨と目的

豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童生徒の皆さんに、一定の条件のもとで、特別に入学（転学）を認める制度です。　***※ 住所はそのままで、自宅からの通学となります。***

［霧島市の特認校（児童生徒数・学級数は、令和５年５月１日現在）］

学　校　名	住　　所	電話番号	児童生徒数・学級数
木原小学校	国分郡田 3592	49-3106	17 人、３学級
川原小学校	国分川原 2654	45-3688	９人、３学級
平山小学校	国分川内 3053	48-2330	７人、２学級
塚脇小学校	国分上之段 2284	48-2211	７人、３学級
竹子小学校	溝辺町竹子 859	59-2832	26 人、３学級
佐々木小学校	横川町下ノ 920-6	72-9022	６人、２学級
中津川小学校	牧園町上中津川 1282	77-2429	14 人、３学級
持松小学校	牧園町持松 11	77-2421	９人、３学級
永水小学校	霧島永水 3811	57-0367	28 人、５学級
中福良小学校	隼人町嘉例川 1831-1	43-9232	12 人、４学級
小浜小学校	隼人町小浜 4774	42-0501	28 人、５学級
福山小学校	福山町福山 2962-1	55-2030	10 人、３学級
木原中学校	国分郡田 3592	49-3106	24 人、３学級

※　平山小学校は、令和６年度から休校になるために、特認校生募集はございません。

入学(転学)の条件

１　市内に在住し、令和６年４月１日現在で小学校１年～中学校３年の児童生徒であること。

２　１年間を通じて通学ができること。

３　小規模校のもつ特性の中で教育を受けたいなどの特認校制度の趣旨や目的を十分に把握し、一定の条件を理解・承認した上での申込みであること。

４　原籍校（現在通学している学校）が特認校でなく、かつ学校規模が、特別支援学級を除いて小学校６学級以上、中学校３学級以上の学校であること。さらに、原籍校の学級編制に支障がないこと。

５　保護者の責任で、バス・JR 等を含めた安全な通学ができること。

６　児童生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全確保、学校の行事への参加、ＰＴＡ活動・子ども会活動への協力などが可能な家庭であること。

募集について

1　募集期間

□　継続の場合　　令和５年 11 月 10 日(金)午後５時まで
□　新規の場合　　令和６年１月５日(金) ～ 令和６年２月２日(金)午後５時まで
※募集期間内で各学校の受入れ定員に達した場合は、受付を終了することもありますので、御了承ください。

2　体験入学等

新規で申込みを希望される場合は、事前に体験入学又は学校見学をお願いしています。
各学校の体験入学の日程については、下記のとおりです。

学校名	期　間
木原小学校	令和５年 12 月 12 日(火) ～ 12 月 14 日(木)
川原小学校	令和６年１月 18 日(木)　※この日以外でも体験可能
塚脇小学校	令和６年１月 23 日(火)、１月 24 日(水) ※これ以外でも日程によっては体験可能
竹子小学校	令和６年１月 15 日(月) ～ １月 31 日(水)　※希望に応じます
福山小学校	令和５年 12 月１日(金) ～ 令和６年１月 31 日(水) ※この期間以外でも体験可能
木原中学校	令和５年 12 月 12 日(火) ～ 12 月 14 日(木)
上記以外の学校	随時受け入れできます。

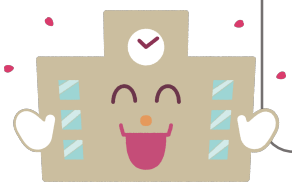

まずは、現在通っている学校（通う予定の学校）の校長先生に相談してから、各特認校に体験入学の申込みをしてください。

3　特認校への受け入れの可否

特認校への入学の可否については、後日、教育委員会から申込みをされた保護者へ一斉に通知します。入学の可否について、一斉通知前の個別の問合せには応じられません。

なお、入学の可否については、霧島市教育委員会が学校側の受け入れ体制や申込み状況等を総合的に判断して決定しますので、場合によっては御希望に添えない場合もあります。あらかじめ御了承の上、お申込みください。

4　申込み・問合せ先

新規申込みの方は体験入学等を実施した後、学校教育課学事グループにお申込みください。新小学１年生については、申込みと同時に面談を行いますので、事前に学校教育課学事グループに連絡の上、おいでください。面談は対象児童の同席が必要です。継続して申し込む場合は、各特認校に直接お申込みください。

必要書類は、各特認校又は教育委員会学校教育課でお受け取りください。

5　その他

・　特認校制度を利用した場合の通学に要する経費については、補助制度があります。
・　国分・隼人の市街地から、中山間地域へ転居された方については、移住定住促進補助制度の対象となる場合があります。

［問合せ先］霧島市教育委員会　学校教育課　学事グループ　℡45－5111(内線 3742)